

— OFFICIAL REGULATIONS —

新地球創生ギルド 公式規約



ONEBLUE!

新地球創生ギルド | New BLUE GENESIS GUILD

会員規約

MEMBERSHIP REGULATIONS

VERSION 1.4 任意団体 設立

主たる事務所

青森県八戸市三日町1-1 KIビル3F

創設者 EP

JASON I. NAKAMURA

創立会員代表理事

八代目 駒井 庄三郎

PRODUCED BY NBC ENTERTAINMENT K.K.

CHAPTER 1

総 則

第1条 名 称

本団体は、「ONE BLUE! 新地球創生ギルド」（以下「本ギルド」という）と称する。英語表記：ONE BLUE! New BLUE GENESIS GUILD。

第2条 法人格及び性格

本ギルドは、任意団体として発足し、活動の拡大及び社会的要請に応じて、一般社団法人への移行を検討するものとする。

第3条 主たる事務所

本ギルドの主たる事務所は、〒031-0032 青森県八戸市三日町1-1 KIビル3Fに置く。必要に応じて、国内外に支部又は連絡事務所を設置することができる。

第3条の2 主たる活動エリア

1. 本ギルドの主たる活動エリアは、青森県・岩手県・秋田県の三県（以下「北三県」という）にまたがる「十和田八幡平国立公園」及びその周辺地域とする。
2. 前項のエリアには、十和田湖（青森県・秋田県）・奥入瀬溪流・八甲田大岳（青森県）・八幡平（岩手県・秋田県）及びその周辺地域を含む。
3. 本ギルドは、前二項のエリアを「新地球創生の聖地」と位置づけ、同エリアを主体とした東北北三県の地域再生・環境保全・文化発信を本事業の中核として推進する。
4. 本ギルドの事業は、前項のエリアに限定されず、目的達成のために必要な場合は全国及び国際的な活動を行うことができる。本ギルドは、十和田八幡平国立公園における本祭事業の成功を第一の実績とし、将来的には日本国内の他の国立公園においても同様のコンセプトに基づく事業展開を行うことを視野に入れる。かかる全国展開は、創設者EPの発意と総会の決議をもって順次推進する。

第4条 目 的

本ギルドは、以下の目的を達成するために活動する。

1. SDGs（持続可能な開発目標）の「義務」から「環喜（歓喜・循環）」への昇華を実現すること。
2. 音楽・芸術・映像・自然・人類・水（SDGs）が交差する大規模イベント「AETHER New BLUE BATON『X』」の企画・開催・運営。

3. 北三県を中心とした広域地域活性化、国際的な文化発信、及び「新地球創生モデル特区」構想による地方再生モデルの構築と全国・世界への発信。
4. 次世代への地球環境継承を目的とした教育・文化・社会活動の推進。
5. 国内外の行政機関・企業・団体との連携による持続可能な地球創生活動の実践。

第5条 事業

本ギルドは、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. **本祭事業**：「AETHER New BLUE BATON 『X』」及びこれに関連するイベントの企画・制作・運営。
2. **広域地域連携事業**：「十和田八幡平国立公園」エリアを代表的活動拠点と位置づけ、北三県の行政機関・地方テレビ局・地域企業との協働プログラム。奥入瀬溪流・八甲田大岳・十和田湖周辺・八幡平エリア及び岩手県域との広域連携を含む。
3. **文化・知的交流事業**：国内外のアーティスト・文化人・知識人・研究者・団体との交流及び共同プログラムの実施。
4. **環境・SDGs推進事業**：十和田湖水源保全、生物多様性保全及びSDGsアクション活動。
5. **教育・水育事業**：次世代を対象とした環境教育・自然体験プログラム。
6. **メディア・コンテンツ事業**：東京キー局による地上波スペシャル番組制作を優先しつつ、北三県を含む系列地方局・ラジオ局・配信プラットフォーム・各新聞社との連携を一体的に展開。映像コンテンツの国内外配信を含む。
7. **スポンサーシップ・協賛事業**：本ギルドの目的に賛同する法人・個人との協賛・連携プログラムの運営。「パートナーシップ」とは理念・事業・ブランドを対等に共有する戦略的共創関係を指し、その契約締結については創設者EPが最終合意権を有する。
8. **マーチャндаイジング事業**：本ギルド及び本祭に関連するオフィシャルグッズの企画・制作・販売及びライセンス管理。
9. その他、本ギルドの目的達成に必要な事業。

第5条 第10号 制作・運営の独占受託

不変条項

1. 本ギルドが主催・企画・運営するすべての事業（本祭「AETHER New BLUE BATON『X』」を含む）に関する制作・運営・渉外・広報・スポンサーシップ・キャスティングその他一切の業務は、**創設者EP JASON I. NAKAMURA個人**が独占的に受託するものとする。
2. 創設者EPは、前項の受託業務の全部又は一部を、自らが代表取締役を務める**NBC Entertainment株式会社**その他創設者EPが指定する法人又は個人に再委託することができる。再委託の条件・報酬・範囲は創設者EPが単独で決定する。
3. 本号に基づく受託条件・報酬・費用負担等の詳細は、**本ギルドと創設者EP個人との間で別途締結する業務委託基本契約**によって定める。当該契約の締結・変更・解除については、創設者EPが最終合意権を有する。

【不変条項】本号は、第12条（創設者EP条項）と同様に、理事会・総会のいかなる決議によっても変更・廃止・制限することができない。

第5条 第11号 設立準備期間における創設者EPの単独代表権

不変条項

1. 本ギルドの設立総会開催前、及び代表理事が正式に選任されるまでの設立準備期間（以下「準備期間」という）においては、**創設者EP JASON I. NAKAMURA**が**本ギルドを単独で代表し**、本ギルドの名において第三者との一切の交渉・合意・契約締結を行う権限を有する。
2. 準備期間中に創設者EPが締結した契約・合意その他の法律行為は、本ギルドを当事者とする有効な行為として、**代表理事選任後もその効力を維持**する。代表理事及び理事会は、準備期間中の創設者EPによる行為を事後的に否認することができない。
3. 準備期間中のスポンサーシップ契約・パートナーシップ契約・行政機関との覚書（MOU）・業務委託契約その他一切の契約については、創設者EPが本ギルドの代表者として単独で署名・捺印する権限を有する。

【不変条項】本号は、第12条（創設者EP条項）と同様に、理事会・総会のいかなる決議によっても変更・廃止・制限することができない。

第5条 第12号 業務委託基本契約の二段階調印及び更新

新設 V1.4

不変条項

STAGE 1

設立準備期間 — 即時調印

第11号に基づきEPが本ギルドを単独代表し即時発効

印：創設者EP 個人実印

STAGE 2

設立総会後 — 更新調印

代表理事（理事長）選任後に正式確定

印：団体角印 + 代表理事個人印

1. 第10号第3項に基づき本ギルドが締結する業務委託基本契約は、設立準備期間中の即時発効と設立総会後の正式確定とを両立させるため、本ギルド側の調印を二段階の手続によって行い、更新するものとする。
2. 【第一段階：設立準備期間 — 即時調印】 準備期間においては、第11号に基づき創設者EP JASON I. NAKAMURAが本ギルドを単独で代表し、創設者EPの署名及び個人実印をもって調印する。当該調印により業務委託基本契約は即時に有効に成立する。
3. 【第二段階：設立総会後 — 更新調印】 設立総会の開催及び代表理事（理事長）の選任の後、本ギルドは団体角印及び代表理事の個人印をもって更新調印を行い、業務委託基本契約を正式に確定する。
4. 第11号第2項により、第一段階の調印による契約の効力は、第二段階の更新調印の有無及び時期にかかわらず代表理事選任後も当然に維持・承継される。代表理事及び理事会は第一段階の調印を事後的に否認することができない。
5. 本号の二段階手続を通じて、創設者EPの専権事項（第12条）並びに第10号に定める独占受託権及び再委託権の範囲には、いかなる変更も生じない。

【不変条項】 本号は、第10号及び第11号と一体をなすものとして、第12条と同様に、理事会・総会のいかなる決議によっても変更・廃止・制限することができない。

CHAPTER 2

会 員

第6条 会員の種別

種別	対象	概要
戦略パートナー会員	大手企業・機関等	本ギルドの目的・理念・事業を対等に共有する戦略的共創関係を締結した法人。詳細は別途パートナーシップ契約による。議決権を有しない。
正会員（法人）	企業・団体・行政機関等	本ギルドの目的に賛同し所定の手続きを経て入会した法人。議決権を有する。
正会員（個人）	一般個人	本ギルドの目的に賛同し所定の手続きを経て入会した個人。議決権を有する。
賛助会員	法人・個人	本ギルドの事業を財政的に支援する会員。議決権を有しない。
創立会員	発足時参加者	本ギルドの発足時に参加した会員。正会員としての地位及び特別の称号を有する。
名誉会員	理事会推薦	本ギルドに特別な功績のあった者。理事会の決議により推薦・承認。会費免除・議決権なし。
名誉顧問	行政機関首長・有識者	本ギルドの事業に特別な支援・指導を行う者。理事会推薦及び創設者EPの承認をもって委嘱。会費免除・議決権なし。

第7条 入 会

1. 本ギルドへの入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。
2. 理事会は、正当な理由なく入会を拒否することができない。
3. 創立会員の資格は、本ギルド設立総会の開催をもって確定するものとする。
4. 戦略パートナー会員及び名誉顧問の委嘱については、創設者EPの発意に基づき、理事会の決議をもって行う。

第8条 会 費

会員区分	対象	年会費
戦略パートナー会員	大手企業・機関等	別途契約（パートナーシップ契約）
正会員（法人）	企業・団体・行政機関等	50万円（年額・税別）
正会員（個人）	一般個人・Weaver	5万円（年額・税別）
創立会員	発足時参加者	5万円（年額・税別）
賛助会員	法人・個人	別途定める（賛助会費規程）
名誉会員／名誉顧問	理事会推薦・有識者	免除
創設者EP	JASON I. NAKAMURA	免除

- 会費の納入期限は毎事業年度開始後60日以内。新規入会者は入会承認後30日以内に納入する。
- 会費体系の改定は理事会の決議によるが創設者EPへの事前報告を要する。既納の会費はいかなる事由によっても返還しない。

第9条 退 会

1. 会員は、理事会に対して所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。
2. 会員が次に該当するときは、理事会の決議をもって除名することができる —— 本規約に違反したとき／本ギルドの名誉を傷つけ目的に反する行為をしたとき／会費を正当な理由なく滞納したとき／本ギルドの象徴的表現（「AETHER New BLUE BATON『X』」「ONE BLUE!」「環喜」「新地球創生」等）の独自性を損なう類似事業を承認なく企画・実施し又はこれに加担したと理事会が認めたとき。
3. 退会又は除名の場合、既納の会費その他の拠出金は返還しない。

第10条 会員の権利及び義務

1. 正会員は、総会における議決権及び役員選挙権・被選挙権を有する。
2. 全会員は、本ギルドの事業・活動に参加する権利を有する。
3. 全会員は、本規約並びに総会・理事会の決議を遵守する義務を負う。

4. 全会員は、定められた会費を納入する義務を負う。
5. 全会員は、本ギルドの事業・コンセプト・象徴的表現の独自性を尊重し、その価値を損なう行為を慎む義務を負う。

CHAPTER 3

役 員

【設計方針】本章は、民主的な運営機構（代表理事等・総会選出）と、創設者・総合EPの専門的権限（規約明記・固有職）を両立させる二元的役員構造を採用する。

第11条 役員の種別及び定数

- 創設者・総合エグゼクティブプロデューサー（創設者EP）：1名
- 代表理事：1名
- 理事：3名以上10名以内
- 監事：1名以上2名以内

第12条 創設者・総合EP

1. 創設者EPは、本ギルドの発案者及び立案者として、JASON I. NAKAMURA（ジェイスン・アイ・中村）がその職に就く。本職は本ギルドの固有職であり、解任の対象とならない。
2. 創設者EPは、以下の専権事項について最終的な決定権及び拒否権を有する——本祭及び関連イベントの芸術的・制作的方向性の決定／本ギルドのブランド・ビジョン・哲学的理念に関わる重要事項／国内外のアーティスト・著名人・国際機関との渉外及び最終合意／名称・ロゴ・象徴的表現の使用許諾／本規約の根本的改正に対する同意。
3. 創設者EPは理事会及び総会に出席し意見を述べるができる。専権事項を除く通常の運営決議においては、代表理事及び理事会の決定を尊重する。
4. 創設者EPが心身の故障その他やむを得ない理由により職務の執行が著しく困難となった場合、その後継者の指名は創設者EP本人が行う。

第13条 代表理事

1. 代表理事は、正会員による総会の選挙により選出する。

2. 代表理事は、本ギルドを代表し、日常的な業務執行を統括する。
3. 代表理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 代表理事は、創設者EPの専権事項（第12条第2項各号）について、事前に創設者EPと協議の上、実施する。

第14条 理 事

1. 理事は、正会員による総会の選挙により選出する。
2. 理事は、理事会を構成し、本ギルドの業務執行を審議・決定する。
3. 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第15条 監 事

1. 監事は、正会員による総会の選挙により選出する。
2. 監事は、本ギルドの業務及び財産の状況を監査する。
3. 監事は、理事及び理事会の構成員を兼ねることができない。
4. 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第16条 役員の報酬

役員の報酬は、総会において別途定める報酬規程による。創設者EPの報酬については、理事会と創設者EPが協議の上、総会の承認を得て定める。

CHAPTER 4

総会・理事会

第17条 総 会

1. 総会は、本ギルドの最高議決機関であり、正会員をもって構成する。
2. 定時総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は代表理事が必要と認めたとき又は正会員の5分の1以上の請求があったときに開催する。
3. 総会の議決は出席正会員の過半数の賛成をもって成立する。ただし規約の変更及び解散については出席正会員の3分の2以上の賛成を要する。

4. 第12条（創設者EP条項）の変更は、総会の決議によっても行うことができない。

第18条 理事会

1. 理事会は、代表理事及び理事をもって構成し、本ギルドの業務執行を決定する。
2. 理事会は代表理事が招集し、3ヶ月に1回以上開催する。
3. 理事会の議決は、理事の過半数の出席及び出席理事の過半数の賛成をもって成立する。
4. 創設者EPは、理事会にオブザーバーとして出席し、意見を述べることができる。

CHAPTER 5

資産及び会計

第19条 資産の構成

本ギルドの資産は、会費／協賛金・賛助金・寄付金／事業収入／資産から生じる収益／その他の収入をもって構成する。

第20条 事業年度

本ギルドの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第21条 会計処理及び監査

1. 本ギルドの会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い処理する。
2. 毎事業年度終了後、監事は収支計算書及び財産目録を監査し、その結果を総会に報告する。

CHAPTER 6

地域連携・行政・知的財産

第22条 地域行政及び広域連携

1. 本ギルドは北三県の県庁・市町村・関係自治体と積極的に連携し、広域的な地域振興・環境保全・文化発信に取り組む。
2. 本祭開催エリアを「新地球創生モデル特区」として国内関係省庁・行政機関（環境省・内閣府・文化庁・経済産業省・国土交通省・農林水産省等）へ提示・申請し、先進テクノロジーを活用した地方再生モデルの実証拠点として確立することを目指す。

3. 北三県の地方テレビ局・ラジオ局・各新聞社との連携を推進し、本祭の情報発信並びに地域文化の国内外への発信を強化する。
4. UNESCO・環境省・文化庁・国土交通省その他の国内外の公的機関との連携を推進する。

第22条の2 後援機関及び協力機関

区分	定義	主な対象機関
後援機関	事業趣旨に賛同し、名称・標章の使用を許諾する行政機関・公的団体	十和田市・青森県（後援）／秋田県・岩手県（予定）／環境省・文化庁・国土交通省等
協力機関	会場・許認可・広報・資金その他の具体的支援を行う行政機関・公的団体	十和田市・青森県（協力）／秋田県・岩手県（予定）

後援機関及び協力機関の認定は、創設者EPの発意に基づき理事会の決議をもって行い、具体的連携は別途覚書（MOU）又は協定書による。名称は公式資料・ウェブサイト・広報物に掲載できる。

第23条 知的財産及びブランド管理

1. 「AETHER New BLUE BATON『X』」「ONE BLUE!」「新地球創生ギルド」「環喜」その他本事業に関連する名称・ロゴ・標章・著作物等の知的財産権は、創設者EP（JASON I. NAKAMURA）が代表を務める法人又は創設者EP個人の名義において確保・管理される。
2. 前項の知的財産権は創設者EP又はEP法人を原権利者とし、本ギルドは活動目的の範囲内において非独占的ライセンスの供与を受けて使用する。
3. 本ギルド及び会員が前項の知的財産を使用する場合は創設者EPの書面による事前承認を要し、第三者へのサブライセンスは創設者EPの書面同意なしに行えない。
4. 本ギルドが解散し又は一般社団法人へ移行する場合においても、知的財産権の原権利者たる地位は創設者EP又はEP法人に留まり、移転・消滅しない。

CHAPTER 7

附 則

第24条 規約の変更

本規約は、第17条第3項及び第4項に定める要件を満たす総会の決議によって変更することができる。ただし、第12条（創設者EP条項）、第5条第10号（独占受託条項）、第5条第11号（単独代表権条項）及び第5条第12号（業務委託基本契約の二段階調印及び更新条項）はいかなる場合も変更することができない。

第25条 解 散

1. 本ギルドは、総会において正会員の3分の2以上の賛成及び創設者EPの同意をもって解散することができる。
2. 解散に際して残余財産が生じた場合は、総会の決議により、本ギルドと類似の目的を有する団体に寄付する。

第26条 法人化への移行

本ギルドが一般社団法人へ移行する場合は、本規約を基礎として定款を作成し、総会の決議及び創設者EPの承認を経て手続きを進める。この際、第12条の精神及び内容、第5条第10号の独占受託条項、第5条第11号の単独代表権条項並びに第5条第12号の二段階調印条項は、定款において引き継がれる。

第27条 施行日及び制定

本規約は、設立総会において承認された日より施行する。[設立総会開催日：令和 年 月 日]

ONE BLUE! 新地球創生ギルド

ONE BLUE! NEW BLUE GENESIS GUILD

主たる事務所：〒031-0032 青森県八戸市三日町1-1 KIビル3F

制定：ONE BLUE! 新地球創生ギルド / 創設者EP

JASON I. NAKAMURA

VERSION 1.4 — 第5条第10号 EP個人名義改正 / 第5条第11号 設立準備期間単独代表権 新設 / 第5条第12号 業務委託基本契約の二段階調印 新設。設立総会において正式承認をもって効力を生じる。